

別添

## 【諮詢事項(素案)】

屋外広告物規制地域区分変更について(素案)

# セミコンテクノパーク周辺の道路沿線の景観形成について

## 概要

セミコンテクノパーク周辺では半導体関連企業の集積が進むとともに、現在生じている周辺道路の渋滞状況解消のため、今後の交通需要を見込んだ上で、基幹的な道路ネットワーク整備を強力に推進している。

周辺の豊かな自然との調和も図りながら、質の高い、品格のある景観の形成を目指し、適切な規制により良好な景観への誘導を図っていくため、以下の区間の道路沿線の広告物規制について、「第2種許可地域」から「第3種禁止地域」に変更する。

## 指定路線及び区間(地図は次ページのとおり)

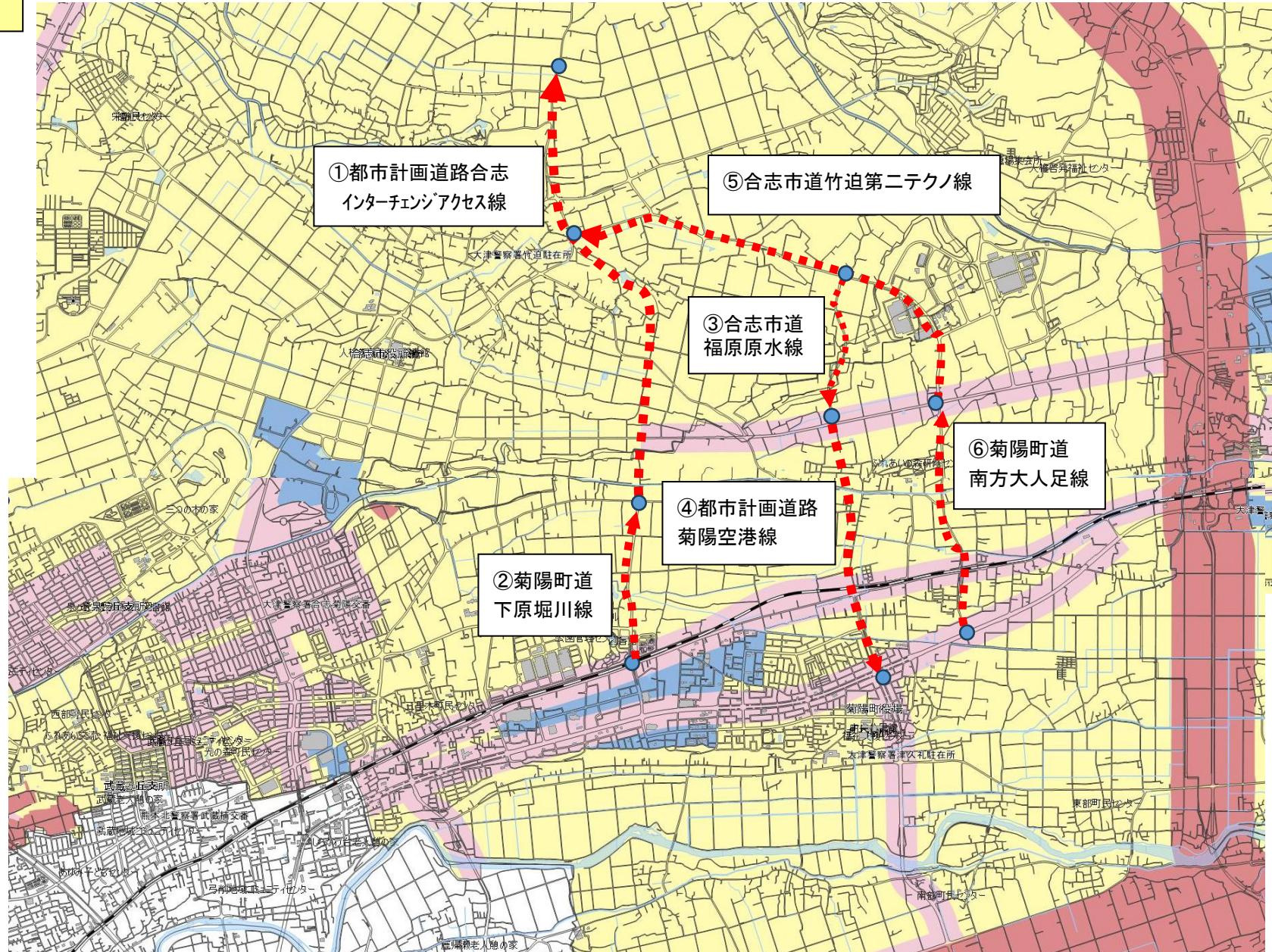
路線名	始点	終点
①都市計画道路合志インターチェンジアクセス線	県道新山原水線との交点 (菊陽町原水地内)	都市計画道路中九州横断道路大津熊本線との交点 (合志市上庄地内)
②菊陽町道下原堀川線	県道熊本菊陽線との交点 (菊陽町津久礼地内)	県道新山原水線との交点 (菊陽町原水地内)
③合志市道福原原水線	合志市道竹迫第二テクノ線との交点 (合志市福原地内)	県道大津植木線との交点 (菊陽町原水地内)
④都市計画道路菊陽空港線	県道大津植木線との交点 (菊陽町原水地内)	国道57号との交点 (菊陽町久保田地内)
⑤合志市道竹迫第二テクノ線	県道大津植木線との交点 (菊陽町原水地内)	都市計画道路合志インターチェンジアクセス線との交点 (合志市竹迫地内)
⑥菊陽町道南方大人足線	国道57号との交点 (菊陽町原水地内)	県道大津植木線との交点 (菊陽町原水地内)

# セミコンテクノパーク周辺の道路沿線の景観形成について

指定区間

交点

地図



## <屋外広告物条例> 規制地域の変更(禁止地域への指定)

### 1 屋外広告物の規制地域の変更について

本県では屋外広告物法に基づき、熊本県屋外広告物条例を制定し、地域の特性に応じ、禁止地域と許可地域の規制地域区分を定めることで、広告物を規制し、良好な景観形成と風致の維持を図っている。禁止地域については、良好な景観を形成し、風致を維持するために必要と認める地域・場所について指定している。

今回、規制地域の変更を行うセミコンテクノパーク周辺について、質の高い、品格のある景観及び豊かな自然景観を保護するため、上記6区間の路端から100メートル以内の区域を第2種許可地域から第3種禁止地域に規制地域区分の変更を行うもの。

### 2 規制地域変更の概要

変更区間：上記6区間

区域の範囲：路端から両側100m以内

### 3 規制地域の主な基準

		(変更前)	(変更後)
規制地域		第2種許可地域	第3種禁止地域
総量規制	一般広告物	○ (広告物の表示面積: 100m <sup>2</sup> 以内)	✗ (原則掲出不可)
	自家用広告物	○ (広告物の表示面積: 100m <sup>2</sup> 以内)	○ (広告物の表示面積: 50m <sup>2</sup> 以内)
個別基準	建植廣告 (廣告塔、廣告板等)	高さ5m以下: 1表示面20m <sup>2</sup> 以内 高さ5m超13m以下: 1表示面15m <sup>2</sup> 以内	高さ5m以下: 1表示面15m <sup>2</sup> 以内 高さ5m超10m以下: 1表示面10m <sup>2</sup> 以内
	屋根面廣告	1屋根面の1／2以内	✗ (表示等は禁止)
	壁面廣告	1壁面の1／2以内	1壁面の1／3以内